

平成29年6月中川村議会定例会議事日程（第4号）

平成29年6月20日（火） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 9号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 2 議案第 10号 副村長の選任について
- 日程第 3 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書
- 日程第 4 請願第 2号 国の責任による30人学級の推進と、教育予算の増額を求める請願書
- 日程第 5 請願第 3号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
- 日程第 6 陳情第 5号 慎重な憲法論議を求める陳情
- 日程第 7 陳情第 6号 首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求め
る陳情
- 日程第 8 陳情第 7号 心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案は
廃止を陳情します
- 日程第 9 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
- 日程第 10 発議第 2号 国の責任による30人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出
について
- 日程第 11 発議第 3号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について
- 日程第 12 発議第 4号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見
書の提出について
- 日程第 13 委員会閉会中の継続調査について

平成29年6月中川村議会定例会議事日程（第4号追加1）

平成29年6月20日（火） 午後2時00分 開議

- 追加日程第 1 発議第 5号 国民の思想・内心の自由を侵す憲法違反の改正組織犯罪処罰法に反対
する意見書の提出について

出席議員（10名）

- 1 番 高 橋 昭 夫
- 2 番 飯 島 寛
- 3 番 松 澤 文 昭
- 4 番 鈴 木 絹 子
- 5 番 中 塚 礼次郎
- 6 番 柳 生 仁
- 7 番 小 池 厚
- 8 番 大 原 孝 芳
- 9 番 村 田 豊
- 10 番 山 崎 啓 造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 村長 | 宮 下 健 彦 | 副村長 | 河 崎 誠 |
| 教育長 | 下 平 達 朗 | 総務課長 | 米 山 正 克 |
| 会計管理者 | 半 崎 節 子 | 住民税務課長 | 井 原 伸 子 |
| 保健福祉課長 | 中 平 仁 司 | 振興課長 | 富 永 和 夫 |
| 建設水道課長 | 小 林 好 彦 | 教育次長 | 松 澤 広 志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 菅 沼 元 臣
書 記 座光寺 てるこ

平成29年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成29年6月20日 午後1時59分 開議

- 事務局長 ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）
- 議長 ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
日程第1 議案第9号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長 議案第9号について提案説明いたします。
例規集は第1巻721ページからであります。
提案理由は、特別職員の給与について特例を定めるため本案を提出するものであります。
宮下村長の給与につきましては、本条例本則どおりの支給となっておりますが、平成29年7月から平成30年3月まで村長の給料の100分の10を自主的に削減したいとの申し出が村長からありました。この間、去る6月12日に特別職報酬等審議会が開催され、村長給料の10%削減について村長から諮問し、審議の結果、村長の諮問を尊重していくことが適当であるとの答申内容も踏まえた中での提案であります。
提案内容は、附則第13項に減額の規定を加えるものであります。
以上、ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
- 6番 （柳生 仁） きょう出てきて初めて村長の給料が10%削減と聞きました。いろいろな理由はあるかと思いますが、私は、できることなら満額でもって頑張っていたくってということが本来の姿かと思っております。ときには職員の不祥事でもってトップが削減とかあるわけでございますけども、まだなつたばっかで、特に不祥事があるわけでもなく、前向きに取り組もうと思っておるわけでございますけども、その意味がちょっとわからないので、どうしてこういうことになったのか伺います。
- 村長 私自身の月額報酬につきましては、いろいろ就任させていただいて以来どうあるべきかなという事はずっと考えてきました。
特に、この話のもとになったのは、やはり経済的な状況をやっぱり第一に考えたと

こであります。長野県下の情勢、経済情勢をちょっと見たんですけど、6日付の日銀の松本支店の発表では、全体としては、生産、金融、経済動向としましては、生産については回復しているんだけど、個人消費は一部弱めの動きがあると、けれども堅調という、ずっと変わってないよという、そういうようなお話が6月6日付にて発表をされております。また、農業に関しまして申し上げますと、やはり私も実感として思っているのは、やはり、農業生産、それから額、生産高、販売額とも前年水準からやはりこれは下回っている状況じゃないかなと、こんなふうに思っております。こういうふうなことの背景があって、曾我前村長につきましては、自身の給料をですね、10%削減するという事で一年間やってこられたわけですがけれども、このもとはですね、次期村長に関しては一旦もとへ戻して考えてほしいということだったというふうに思っております。今申し上げたような景気状況の判断も含めて、私の月額報酬がどうあるべきかって考えたときに、全体として変わっていないような状況の中で、特にまた大きな自治体の環境をめぐって、どうしても今、これ、法律が変わったりしてやらなきゃいけないというような大きなことがどうしてもない——どうしてもないといえますのは、例えば自治体の合併を促進しにゃいかんとか、あるいは、これは常に気をつけていかなきゃいけないんですけど、行財政改革を法律もあってもっと前に進めにゃいかんとか、こういう特別なことが特にあるわけでもありませんので、私としては、全体として曾我村長が一年間下げてこられた額で、もってまずは仕事をさしていただきたいと、こういう思いからでありますので、よろしく申し上げます。

- 議長 ほかには質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 これでは質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
日程第2 議案第10号 副村長の選任について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 ここで富永振興課長の退場をお願いいたします。
〔振興課長 富永和夫君 退場〕
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 村長 ただいま朗読をいただきました議案第10号につきまして提案理由を申し上げます。

2期8年、曾我村長の補佐役として村を支えていただきました河崎副村長の任期が6月21日をもちまして満了となります。

後任に富永和夫さんを副村長として選任いたしたく提案を申し上げます。
選任いたします副村長は、氏名、富永和夫、生年月日は昭和36年3月14日、住所は中川村片桐4611番地13でございます。

議案の裏面に略歴を載せさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

富永和夫さんは、昭和58年3月、東京農業大学を卒業後、昭和58年4月、中川村事務吏員に任命され、以降、税務係長、建設係長、企画係長、そして振興課長などを歴任してきました。

村における農業、商工業の現状と課題、それぞれの地区や地域の実情、行政のさまざまな分野に明るい方であるというふうに判断をしております。ときに判断に迷ったときもきちんと支えてくれる副村長に最適者というふうに判断をしております。そして、私の補佐役として選任をいたすものでございます。

議員の皆さんのご同意を賜りますようお願いをし、提案理由の説明にかえさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

- 2番 (飯島 寛) ただいま村長の選任理由の説明についてお伺いいたします。
副村長というのは村長に事故があったときには、次の村長が選任されるまではそれを代行するという重責を担った職かと認識しております。その選任理由につきまして、私は初めての議会でございますので、先般来、この議会に出席をさせていただいておりました際、幾つもの議案が可決されてきたわけでありましたが、その際、提案の担当しとった課長の一人に、村長が議案可決されたときは頭を低く下げおられましたのについて、頭を下げない職員がいました。私は単なる失認かと、思い違いでもいけないと思ひまして本人に理由を聞きただしました。そしたら、帰ってきた答えが「それって義務ですか。」というふうな答えが返ってきました。私は一発で聞きました。「議会を愚弄するのか。」と、中川村は、執行部と議会が相連携して村を成り立たせているんだと私は自負して、そのために村議会議員にも立候補をいたした経過がございます。このことは村長にも申し上げます。今回、幹部職員を村長とともに、こうしたものを啓発して改善して指導していくということを選考理由に入れたかどうかについてお伺いしたいと思います。

- 村長 まず、飯島議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。
議案につきましては、すべて提出者は中川村長の提出でありますので、私が代表して議会の皆さんにご同意をいただく、あるいは議決をいただいたことに対して礼儀として礼をするというのは一般的なことかなあ思っております。ただ、その他の担当課

長につきまして、幹部でございますが、この者たちにつきましては、特にそういう必要はないと私は考えております。あくまで村長が出したところでありますので、原則は私が答えればよいということでありますので、儀礼的な面も含めまして、このようにご理解をいただければというふうに思います。

今回選任をいたします富永現振興課長でございますが、この者につきましては、先ほど申し上げたとおり実際に仕事には非常に明るい、行政の仕事にも明るいし地区の実情もよくわかっているという立場で、私は副村長として選任をしたいというところでありますので、補佐役としてどうかよろしくお願ひしたい、重ねてお願ひ申し上げます。

○議 長 ほか質疑ありませんか。
○9 番 (村田 豊) 私は、人事案に反対するのではないということでお聞きをしたいと思いますが、選考段階で、具体的に、それぞれ富永さんについては、思慮深く、言ってみれば極端な偏差もなく、実行されて、事業を実施されておるという点については適任者ではあると思いますけれども、選考する段階で内部だけでの選考で検討されたのか、例えば宮田のように村長も副村長も外部からということであるわけですが、外部からということも検討されて、最終的に役場の中での適格者ということを選任されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○村 長 選考に当たったの考えは、あくまで私が主体でありますので、このことについては、原則いちいちという言い方は失礼かと思いますが、お答えするというのはいかがかなあと思いつつお答えをいたしますが、広く人材を求めるという点では外部の現職員でない人も含めて広く考えました。考える経過の中で、最終的に今選任をいたす富永和夫さんが仕事をやっていく上では最適だろうということで選んだ、選任をいたしたところでありますので、お願ひいたします。

○議 長 ほか質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。

○6 番 (柳生 仁) 賛成討論でいいですかね。

○議 長 はい。結構です。

○6 番 (柳生 仁) 私は、富永和夫さんが今副村長に就任ということで任命されておりますけれども、それに対して賛成の立場で討論申し上げますけれども、富永和夫さんは、言われたように人柄もよくて仕事熱心であり、また、近年では都市と農村の交流で民泊に真剣に取り組ましまして、3年ほど前から下伊那の南信州観光会社を見学したり連携したりお話を聞いたりして視察、勉強し、会社として関心のある住民とともに民泊に取り組んできました。富永さん自身も民泊に取り組む体験しており、昨年は早速大阪から4校が中川村へ来ていただきまして、子どもたちの大事な修学旅行を預らせていただきました。大変好評で、ことしも既に6校が修学旅行に来ております。その成果

があらわれますのは何でかわかりませんが、こうした取り組みは現在小さなものでございますけれども、将来村の発展に大きく貢献しており、今後の副村長になっての手腕が期待されます。この発言は小さなものでございますけれども、コツコツと仕事をやり遂げる富永さんは、発送と実行と、また宮下村政をサポートするには最適な人材だと思います。副村長にふさわしい方だと思いますので、富永副村長の誕生に賛成します。

以上です。

○議 長 ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○議 長 全員起立です。着席ください。(一同着席) したがって、議案第10号は同意することに決定しました。

富永課長、入場をお願いします。

[振興課長 富永和夫君 入場]

○議 長 日程第3 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員 それでは、私のほうから厚生文教委員会での審査の経過をご報告いたします。

6月9日の本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました受付番号請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について、6月12日、委員全員の出席のもと慎重に審査をいたしました。

請願の趣旨は、1985、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として義務教育費国庫負担制度の対象項目を外し一般財源化してきた。2006、平成18年の三位一体改革の議論の中で国庫負担制度は堅持されたが国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、引き下げられた国庫負担金は一般財源として地方交付税として配分されているが、交付税そのものが減らされてきており、地方財政を圧迫する状況が続いている。今後さらに国庫負担金が減らされ、制度そのものの廃止の可能性すら出てくるのが予想される。住んでいる自治体の財政力によらず子どもたちがひとしく教育を受ける権利を保障するため、義務教育費国庫負担制度の堅持、拡充を求める意見書の採択をお願いしますという内容でございました。

審査の結果は、全員賛成で採択でした。

審査の過程で出された主な意見は、「毎年この時期に出される請願で、引き続き出していけばいい。」「義務教育費について市町村で格差があるのは不公平だ。」「義務教育

は国の責任で行うべきだ。」以上でございます。

○議 長 審議のほどよろしく願いいたします。

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 請願第2号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 それでは報告をいたします。

6月9日の本会議において厚生文教委員会に付託されました受付番号請願第2号 国の責任による30人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について、6月12日、委員全員の出席のもと慎重に審査をいたしました。

請願の趣旨は、2011、平成23年に国会で全会一致で義務教育標準法が改正され、小学校1年生から35人学級導入が決まった。あわせて附則で小学2年以降順次改定することを検討し、財源確保に努めると定めた。翌2012年には、法改正でなく加配で小2を35人学級とした。その後は改善がなかったが、2017、平成29年の法改正での附帯決議で学級編成の標準を35人に引き下げることなどが特段の配慮をするものとされている。長野県では、2013、平成25年に30人規模学級（35人標準基準）を中学3年まで拡大し、小中全学年が35人学級になった。けれども、義務教育標準法の裏づけがないため自治体の負担で加配や専科教員の配置をしており、財政を圧迫している状況である。また、少子化が進む中で、県内では複式学級が増えてきており、行き届いた教育ができていない状況も生まれている。日本の教育予算はOECD諸国の中で最下位レベルであり、他のOECD諸国並みに教育予算を増やすことで30人学級を実現することは十分に可能であり、1つ、国の責任において計画的に30人学級を押し進めるた

めに義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること、また、そのための教育予算の増額を行うこと、2つ、国の複式学級の学級定員を引き下げること、以上を要請するものでした。

審査の結果は、委員全員の賛成により採択すべきものと決しました。

審査の中で出された意見は次のとおりでございます。「30人学級の全国的な実態はどうなっているのか、また、複式学級の実態はどうか確認しておくべきである。」「複式学級ではなく、少人数できめ細やかな対応をすべきだ。」以上でございます。

○議 長 審議のほどよろしく願いいたします。

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 請願第3号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 請願審査報告をいたします。

去る6月9日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました請願、受理番号3号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願についての審査を6月12日、役場第1委員会室におきまして委員5名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は委員の賛成多数により採択です。

この請願の趣旨は、米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が米づくりが続けられない状況が生まれており、規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。平成22年に始まった農業者戸別所得補償制度は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して生産に要する費用と販売価格との差額を基本に交付する直接支払10a当たり1万5,000円が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてきました。しかし、平成25年度からは経営所得安定対策に切り

かわり、26年産米からは10a当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速、地域は一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年から廃止となり、稲作経営は成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。経営を下支えする政策の確立が必要であり、そうした観点から、当面生産費を償う農業者戸別所得補償制度の復活で国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めるというものです。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「農業もやっているが、米づくりはもうからない。補助金で賄っているのが現状。農地は国土保全、環境を守っている。その点からも賛成である。」「農業は改革が大事である。大いに進めるべきだ。」「補助金漬けの農政から決別すべき。農業への意欲が農業を守る。趣旨はわかるが反対である。」「3・11の震災以降、国の財政が逼迫している。インフラ整備等、進まない状況もある。国の制度を取り入れていかなければ補助金が出ない現状がある。余り要求はできないが、稲作経営や水田の持つ多面的機能、環境と国土を守ることから賛成である。」「大きな改革が必要であるが、暫定的な制度として賛成である。」といったことが出されました。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○4番 (鈴木 絹子) 賛成の討論をします。

日本は森林国です。緑にたたえられた山から水が川となり海に注ぎます。その中間で水田が水を蓄え、国土、環境を守る一つの大きな役割を果たしているわけです。稲作は主食である米の生産母体であり、日本人の命を支えているものです。先祖代々受け継がれてきたものですが、近年離農する人が後を絶ちません。

欧米では自給率が高い上に所得の下支えもあり、豊かな農業が展開されています。

四季があり自然豊かな日本で稲作農家が希望を持って仕事に励めるよう、国は責任を持ってしっかり支えるべきと考えます。

以上、賛成討論とします。

○議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6 陳情第5号 慎重な憲法論議を求める陳情

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 陳情審査報告をいたします。

6月9日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号5号、慎重な憲法論議を求める陳情についての審査を、6月12日、役場第1委員会室におきまして委員5名全員の出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は委員4名全員の反対より不採択です。

この陳情の趣旨は、昨年7月の参議院選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれ3分の2を超えたことから憲法改正発議の条件が整ったとの主張もあるが、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、憲法改正が国民的な要求となっている状況とは言えない。言うまでもなく憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎない。国家権力の2次運用を廃するための権力制限規範として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が拙速な審議によって憲法改正を発議することのないように求めるというものです。

審査の過程で出された内容について報告いたします。

「多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあるというが、その根拠はどこにあるのか、安倍政権での憲法改正について否定的なものが多数となっていると言っているが、偏った見方をしている。国会での十分な審議は必要であるが、極端な片方よりの考えでは不採択。」「憲法を改正することに大いに賛成である。時代に合った憲法改正が当然である。したがって反対。」「発議によって議論がされ、国民が決めることであり、拙速な審議によって憲法改正を発議しないようにというのはいかがなものかと思う。」といったことが出されました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番 (柳生 仁) ちょっと今聞き漏らしたんだけど、委員全員で反対っていうことでよかったですか。

○総務経済委員長 委員4名全員の反対により不採択です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○7 番 (小池 厚) 私は賛成の立場で討論に参加をいたします。

陳情の趣旨にもあるとおり、昨年の参議院選挙で憲法改正勢力が、結果、衆参それぞれで3分の2の議席を確保して以降、にわかには憲法改正論議がにぎやかになってきました。憲法の制定から70年が経過して、現在の世界情勢が至るところで戦争が起こっている中で、現在の平和憲法の戦争放棄、戦力不保持、国の交戦権否定は、いよいよその先見性と世界平和への方向性を際立たせている感があります。宗教対立、政治対立を武力によって解決しようとしても、恨みこそ増えても決して平和は訪れません。話し合いによる解決こそが和平へと続く道なのです。これまでの政権が一貫して堅持してこなかったこの憲法を世界情勢に合わなくなってきたからといってそう簡単に改正させることは認められません。憲法は公権力の横暴から国民を守るためにあるのです。

先日5月3日の憲法記念日に安倍首相は「2020年の東京五輪の年に改正憲法で新しい日本を歩み始める。」と思いを述べましたが、私には全く理解できません。2007年の第1次安倍政権のときに衆参両院に設置された憲法審査会での論議がない状況で、自民党の総裁の立場とはいえ、期限付の憲法改正は余りにおごり極まるものと言わざるを得ません。

私としては、現在の憲法は、その精神をしっかりと国民が享受できるように国、県、市町村の行政機関、議会が一層真剣に取り組みこそすれ、改正の必要はないと思います。改正をどうしても進めたいのなら、まず憲法審査会の論議を始めることが最初ではないでしょうか。国会で国民に改正論議の中身を公にして国民世論の改正の機運の高まりの中で改正発議、国民投票へと進むのが憲法改正への王道と思い、本陳情に賛成をいたします。

○議 長 次に原案の反対者の発言を許します。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、日本の憲法に制定されております平和主義の考えは守るべきだとは考えております。

しかし、それ以上に重要なことは、憲法というのは時の権力者がその意思で権力を振りかざすことがないように制定されており、ときの政府、あるいは時の権力者は、みずから律して憲法を守る義務があると考えております。この基本姿勢がなければ、立憲主義、法治国家ではなくなってしまい、独裁国家になってしまいます。法治国家というのは、憲法の条項と国家運営の実態にずれがない、これが法治国家として当然のことです。

今の憲法は軍隊の保有を禁じているが、現実問題として自衛隊は存在をしております。したがって、日本が自衛隊を持つ必要がある現実に憲法を合わせる必要があると考えます。権力者はその都度かわっていきます。時の権力者がその意思で権力を振りかざすことがないように、その根本にある憲法は国家運営と憲法の条項と一致させる必要があります。本格的な法治国家に成長させるために憲法改正について議論するこ

とは必要であると考え、原案に反対します。

○議 長 原案に賛成者の討論ありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 賛成の立場で討論に参加します。

安倍首相は5月3日に唐突に改憲の表明をしました。機は熟したとして2020年を新しい憲法が施行される年にするという内容です。唐突に出された改憲方針は、今まで自民党が積み重ねてきた議論とは無関係に出されたもので、自民党内部からは「今まで積み重ねてきた党内論議の中ではなかった考え方だ。自民党の論議は何だったのか。」これは石破氏です。「もう少し慎重であっていただきたい。」これは憲法改正推進本部長代行船田氏の言葉です。など意見が出るほどです。そもそも機は熟したとは、一部の改憲論者以外は誰も考えていません。共同通信社の調査では、日本が海外で武力行使しなかった理由について「9条があったからだ」との回答は75%にも上っています。平和憲法の本質は国民の支持を得ているのです。よって、憲法を順守すべき国会において拙速な改正発議はすべきではないと考え、この陳情の賛成討論とします。

以上です。

○議 長 原案に反対者の発言はありますか。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。この請願に対する委員長の報告は採不採です。

陳情第5号 慎重な憲法論議を求める陳情、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成少数です。したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第7 陳情第6号 首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求める陳情

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは陳情報告をいたします。

6月9日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号6番、首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求める陳情についての審査を、6月12日、役場第1委員会室におきまして委員5名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は委員4名全員の反対により不採択です。

この陳情の趣旨は、2020年の新憲法施行と自衛隊の9条明記を発表した安倍首相は、国会の質疑で読売新聞熟読の勧めを持って答弁にかえしました。その発言がいかに憲法

の規範意識に希薄で態度も独善的かを浮き彫りにさせています。さらに、自民党内の独裁ぶりだけでなく、憲法改正をめぐる国会の議論停滞と国民的議論の不在もあからさまにしました。国会の議論の劣化と多数の横暴という民主主義の機能不全が深刻な問題として浮かび上がっています。安倍首相は「国民の目の前で具体的な議論をしていく。」「審査会の議論が国民の理解を深める。」と語っており、国民的議論の視野にもかけない国民無視と国会軽視の態度です。真つ当な憲法改正の議論と国権の最高機関に相応した国会の機能回復のために安倍首相の暴走の姿勢を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求めるといふものです。

審査の過程で出された内容について報告いたします。

「9条では不戦のことを言っているが、戦争の永久放棄とは言っていないのではありませんか。憲法論議をやり直ししろ、何でもかんでも中止にしろ、それは違うのではないか。国は、国民や国土を守る点から憲法で自衛隊を明記していくべきだ。現憲法には、非現実的な面、変えなければならない部分があるので、この陳情には反対。」「一方的な偏った考えであること、首相を誹謗中傷する陳情はいかがなものかと思う。」といったことが出されました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 (鈴木 絹子) 賛成討論します。

特定秘密保護法、盗聴法、戦争法、共謀罪法など次々とまさかと思うような法律が数の力で押し切られてきたこの間の安倍首相のやり方は、まさに暴走としか言いようがありません。唐突に出された改憲論についても、安倍首相が明文改憲しようとしている中身は9条に3項をつくり自衛隊を明記することで9条の1項2項を死文化させるものです。憲法9条の空洞化がされようとしていること、すなわち平和憲法が壊されることが問題と私は考えます。「丁寧な説明を尽くし」とか、「国民の理解を得て」とか言うとき、必ずと言っていいほどそれとは正反対に十分な説明はされず、理解される間もなく知らせないまま強引に進められてきています。国権の最高機関としての国会では、国民の声を反映した十分な議論を進めるべきことは当然と考えます。よって、この陳情に賛成したいと思います。

以上です。

○議長 原案に反対者の発言を許します。

発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります

これから採決を行います。

なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。この陳情に対する委員長長の報告は不採決です。

陳情第6号 首相の暴走を正し国民的レベルからの憲法改正議論のやり直しを求める陳情、これが原案です。この原案を採決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成少数です。したがって、陳情第6号は不採決することに決定しました。

日程第8 陳情第7号 心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案は廃止を陳情します

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 陳情審査報告をいたします。

6月9日、本会議におきまして総務経済委員会に付託されました陳情、受理番号7番、心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案は廃止を陳情についての審査を、6月12日、役場第1委員会室におきまして委員5名出席のもと慎重に実施をいたしました。

審査の結果は、委員4名全員の反対により不採決です。

この陳情の趣旨は、過去3回も廃案になった共謀罪にテロ等準備罪の衣を着せた組織犯罪処罰法改正案は、2人以上で話し合い、共謀、合意しただけで、うち1人が組織犯罪の準備行為をしたとみなされれば参加した全員が処罰されます。現行の共犯は犯罪の実行に対する処罰が刑法の基本原則で、その前段階の処罰は未遂、予備とともに例外的で、予備の一種である共謀は内心の意思や思想を対象とため、内乱の共謀罪など特殊な犯罪に限定されています。それだけ人の心に宿す合意の処罰には、現行法は極めて慎重かつ抑制的です。テロ対策なのに等をつけ、準備罪としながらテロの準備の規定がなく、合意だけで処罰される、組織的犯罪集団はテロリズム集団としてとその他の一般的集団との違いやそれぞれの定義か不明で、構成員の属性も限定なし、そのためその他の集団がある変化のもとで組織的犯罪集団視されるおそれがあり、一般人を対象とされる疑念は消えない。また、準備行為と合意を犯罪として立証するには、貯金の引き出しなど日常の行為すべてを捜査対象にしなければ不可能で、心の内を探る捜査のため、盗聴やスパイ、密告など日常監視が不可欠になり、まさに監視社会、警察国家の到来を必至となる。心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案の廃止を求めるといふものです。

審査の過程で出された内容について報告をいたします。

「組織犯罪が対象といっている。内心の自由を処罰する法でないと思う。」「ある程度警察に権限を与える必要がある。」「時代に即した対応から、できた後、内容を議論していくことが必要。廃案にする必要はない。」「世界で起きているテロの現状から、

憲法違反の共謀罪法、とんでもない悪法などという陳情には反対である。」「一般人が対象にされる疑念があるというが、絶対にあり得ない。そんなことがまかり通れば国民がこの国から出ていってしまう。」「憲法違反の共謀罪法案ということはちょっと違う。陳情内容で陳情者の思い込みがある。一人としての意見として聞くのはよいが、陳情に値しない。」といったことが出されました。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○3 番

(松澤 文昭) 組織犯罪処罰法が成立をしました。過去三度廃案になった共謀罪の構成要件を改めテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法は、犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定することや犯罪の計画だけでなく準備行為も必要とするなど、これまでの共謀罪になかった要件が盛り込まれています。

しかし、最大の問題点は、誰が何をしたら罪に問われるかが明確になっておらず、条文も曖昧であり、捜査機関の拡大解釈により以前提出された共謀罪と同じ運用になることが懸念されます。刑法は実際の犯罪行為で具体的な被害や危険が生じてから罪に問うのが原則であるが、テロ等準備罪は、捜査機関の拡大解釈により、いわば心の中が罰せられるおそれがあり、思想、信条の自由が侵されかねない法案であると考えます。したがって、国民の理解を得られるような情報開示を求めて、原案に賛成します。

○議 長

次に原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

○8 番

(大原 孝芳) 私は賛成の立場で意見を述べます。

今も賛成者のお話にもありましたように、連日、共謀罪についてはいろんな新聞紙上、メディアでも伝えられています。一番この大きな問題というのは、今言われていましたように人権問題だと思います。国連の特別報告者が言われたように、外国から日本は人権が侵される、そういった法案になりかねないということを指摘されました。しかし、首相はそれは正規の報告ではないと、つまりそういった立場の人じゃないというふうに一蹴してかわしました。しかし、私たち中川村村民がこれからこういった法律ができたときにどういう状況に陥られるかということを考えていただきたいと思えます。例えば労働組合、あるいは原発に反対したり、また政府にいろいろの意見を申し上げたときに、それは必ずしや、そういう人たちの目にとまれば怪しい者として捜査される可能性は十分あります。しかし、こういったことは一切ないと、一般人に

についてはこういった法律は一切かわらないと言っていますが、一つの事例を挙げてみます。沖縄の辺野古の反対の議長の山城博治さんは、番宣を、つまり切った罪で逮捕されました。しかし、5ヶ月間拘束されました。その理由を私はある人から聞きました。それは、周りの人たちが彼を密告したそうです。つまり、一緒に逮捕された方が刑を軽くするために、山城さんが誘導したということをしやべれば刑を軽くすると、そういうふう誘導して彼が5ヶ月間も拘束されたという報告を受けました。つまり、権力にとってそうしことは容易に可能だと思います。表向きは、そういったことはないと言っていますが、つまり、恣意的に権力がこの法律を運用すれば、必ずしやこういったことは起き得ると思います。したがって、我々村民一人も必ずしやそういうとことに絶対はないということは言い切れません。したがって、こういう非常に難しく、なおかつ不完全な法律というのは、運用方法によって大きく国民を処罰する対象になっていきます。俗に言う治安維持法の復活というような結果も生まれるわけでございます。したがって、今回成立してしまいましたが、これからはしっかりこの共謀罪については廃案にしていく、そうした運動が必要かと思えます。これを加えまして賛成討論といたします。

○議 長

原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

それでは、ほかに討論ありませんか。

○7 番

(小池 厚) 私は陳情に賛成の立場で討論に参加をいたします。

結果的には、先日6月15日の早朝、前日からの徹夜国会での金田法務大臣の問責決議案、安倍内閣の内閣不信任案を与党の賛成多数で押し切り、中間報告なる緊急批判的手法まで動員し、組織犯罪処罰法改正案が可決、成立をしたわけでございます。この間、衆議院における答弁、また参議院法務委員会における答弁を聞いていても、提案者である法務大臣自身が適用範囲を特定できない、また裏から発言を抑えられるような、そんな感じで見解がくるくる変わる不完全なものを数の力に任せて押し切ることは民主主義のルールを大きくはみ出したものと言わざるを得ません。

先ほども8番議員が言われましたが、日本も理事になっている国連の人権理事会が示した独立した専門職である特別報告者ケナ・タッチ氏が「表現の自由の制約を懸念する。」と言っているのに対して日本政府は「氏の個人的な見解。」と反論し、まともな回答をせず、沈黙を守るのみであります。

今でさえ防犯カメラで知らない間に自分の行動が監視されているのに、この上さらにスマホやインターネットのSNSでのアクセス履歴から捜査当局の判断で共謀したことになれば、一般市民でさえ組織的集団になることが予想され、気楽に物が言えなくなる社会になることが懸念されます。戦後日本で民主教育を受けてきた者として、戦前のあの治安維持法のもとで物言えぬ状況下で戦争に突入していったことを考えるとき、再び戦争をすることにつながる本法律は廃止すべきと考え、賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
 これで討論を終わります。
 これから採決を行います。
 なお、挙手によって採決しますが、挙手されない場合は反対したものとみなします。
 この陳情に対する委員長の報告は不採択です。
 陳情第7号 心の自由を弾圧し国民監視の警察国家を招く憲法違反の共謀罪法案は廃止を陳情します、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]
 賛成多数です。したがって、陳情第7号は採択することに決定しました。
 ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

○議 長 [午後3時05分 休憩]
 [午後3時22分 再開]
 会議を再開します。
 日程第9 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

○事務局長 を議題とします。
 朗読願います。
 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○6 番 (柳生 仁) 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。
 義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るための制度としてこれまで大きな役割を果たしてきたところです。
 しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。
 また、平成18年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは財政規模の小さな県では十分な教育条件が整備できず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。
 そこで、平成30年度予算編成において義務教育の水準の維持、向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため次の事項を実現するよう強く要望します。
 1、教育の機会均等とその水準の維持、向上のため必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
 以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
 日程第10 発議第2号 国の責任による30人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

○事務局長 を議題とします。
 朗読願います。
 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明いたします。
 国の責任による30人学級推進と教育予算の増額を求める意見書。
 平成23年、国会において小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降順次改定することを検討し、財源確保に努めることを定めました。
 しかし、翌年の平成24年度は、法改正ではなく、加配で小2を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいません。
 長野県では、平成25年度に35人学級を中学3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。
 しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。
 いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細かな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要があります。
 また、長野県では、少子化が進む中で、県や市町村が独自の教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請します。
 1、国の責任において計画的に30人学級を推し進めるために義務標準法改正を含

む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、審議をよろしく願います。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第3号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○9 番 (村田 豊) 原案の朗読をもって説明にかえます。

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がつくり続けられない状況が生まれています。

また、安い米の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

政府は農地を集積し大規模・効率化を図ろうとしていますが、この米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大をし、経営危機に陥りかねません。

平成22年度に始まった農業者戸別所得補償制度は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して生産に対する費用と販売価格との差額を基本に10a当たり1万5,000円を交付する直接支払が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてきました。平成25年度からは経営所得安定対策に切りかわり、平成26年度産米から10a当たり7,500円の交付金に引き下げられ、稲作農家の離農が加速をし、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されますが、これでは稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

私たちは、欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確立することが必要と考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度の復活で国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。

提案説明とします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 多数賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第4号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○5 番 (中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書

国土の約7割を占める森林は、木材供給を初め国土の保全や地球温暖化防止、水源の涵養など多面的機能を有する緑の社会資本であり、国民全体に広く恩恵をもたらしています。

しかしながら、林業の採算性の悪化や担い手不足等により森林の荒廃が進行しています。

そのような中、長野県では健全な森林づくりの推進を目的として平成20年に長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という）を導入し、本村においても地域で進める里山集約化事業、県産材活用を図る森林づくり推進支援金に活用されてきたところです。

しかしながら、計画面積等の事業採択要件による規制もあり、森林税が十分に活用されず、基金残高も増加傾向にあります。

加えて、不適切な支出事例があり、県民の信頼を回復し、適正な森林税の活用が求められるところであります。

ついで、森林税の活用にあたって次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1、市町村や林業事業者等の関係機関の意見を聞きながら森林税活用事業の採択要件緩和を検討するなど、森林税の有効活用を図ること。
- 2、森林税の適正な活用を努めること。
- 3、今後も森林税を継続するにあたっては、森林づくりの意義を改めて広く県民に周知し、山村、中山間地域の活力となるよう取り組みを進めること。

以上、審議のほどお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
日程第13 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。
本件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。
ただいま小池厚議員ほか4人から発議第5号が提出されました。
これを日程に追加し追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第5号を日程に追加し追加日程第1として議題とすることに決定しました。
追加日程第1 発議第5号 国民の思想・内心の自由を侵す憲法違反の改正組織犯罪処罰法に反対する意見書の提出についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (小池 厚) それでは、案文を朗読し提案にかえます。
国民の思想・内心の自由を侵す憲法違反の改正組織犯罪処罰法に反対する意見書。
共謀罪の趣旨を盛り込んだテロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法が6月15日、参議院法務委員会での審議を一時的に打ち切り本会議採決に持ち込む中間報告という禁じ手により異常な強行採決を断行、成立しました。
しかし、審議過程で明らかになったことは、この法律の提案者である法務大臣さえ取り締まりの対象が二転三転するなど不透明な部分が多過ぎ、不完全な法律です。わかっていることは、この法律は、2人以上で話し合い共謀（合議）しただけで、うち1人が組織犯罪の準備行為をしたとみなされれば参加した全員が処罰されます。
組織的犯罪集団は、その他の一般的集団がある状況の変化のもとで捜査当局の判断で組織的犯罪集団視されるおそれがあり、一般人が対象にされる疑念が消えません。計画に基づく準備行為は無限定で、犯罪の確証がなくても準備行為が無制限に共謀罪の対象になり得ます。準備行為を犯罪として立証するには、預貯金の引き出しなど日常の行為すべてを捜査対象にしなければ不可能です。心の内を探る捜査のために通信傍受や内偵、密告など日常的監視が不可避になります。このように、テロ等準備罪は欠陥が多い上に刑法の基本的原則違反、憲法違反が明らかです。その組織性と予防性において共通するあの治安維持法を想起させるに十分な内容です。戦争反対や政権批判をするその他団体を取り締まる歴史が再来しかねないと危惧します。したがって、改正組織犯罪処罰法に反対します。
以上、審議、よろしくお願いたします。

○議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村 長 長期間にわたる議会、本当にお疲れさまでございました。

私にとりましては今回の議会が初めての議会でしたので、さまざまな行き届かない点があったかと思えます。また、あるいはご無礼な点や簡潔な答弁ができずに大変ご迷惑をおかけしたこと、こういったこともあったかと思えますが、その点をまずおわびを申し上げたいと思えます。それにもかかわらず、提出いたしました10議案のすべてをご承認いただきましたこと、まことにありがとうございます。

特に、きょうは副村長の選任につきましてご承認をいただきました。あしたから2人でしっかり村政を引っ張っていきたいというふうを考えております。

6月、梅雨入りしたというのにさわやかな天気が続いています。一向に雨が降る気配がありません。天候は予測がつかませんが、降雨量を後半で取り返すような、そうしたひとまとめにしての大量の降雨がないかと心配をしております。

農作物の順調な成長についてもしかりでございます。

もう一つ、テロ等準備罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正法が成立をいたしました。この法の実際の適用についてもどうなるのかなあとということで心配なものを感じております。

あすから公約に掲げたことを一つ一つ前に進めるべく取り組んでまいります。改めて議員各位に厳しくも温かい目でご意見、ご提案くださいますよう重ねてお願いを申し上げます。

6月議会、大変ありがとうございました。

これをもちましてごあいさつにかえさせていただきます。

これで本日の会議を閉じます。

以上で平成29年6月中川村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時44分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

○議 長

○事務局長